

道路に面した

危険ブロック塀等の撤去等を補助します

地震の際に転倒や倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去や、安全な工作物等への入れ替えに要する費用の一部を補助します。

※受付は先着順です。予算がなくなり次第締め切ります。

補助概要

次の①～③のうち、最も少ない額を補助します

※補助金額（一敷地あたり。千円未満の端数は、切り捨て）

ブロック塀等撤去工事

一般道路

- ①ブロック塀等の撤去に係る費用の2分の1
- ②撤去する塀の長さ1mあたり10,000円を乗じた額
- ③100,000円

通学路

- ①ブロック塀等の撤去に係る費用の4分の3
- ②撤去する塀の長さ1mあたり15,000円を乗じた額
- ③150,000円

安全な工作物等設置工事

- ①安全な工作物等設置に係る費用の2分の1
- ②設置するフェンス等の長さ1mあたり10,000円を乗じた額
- ③100,000円

受付期間

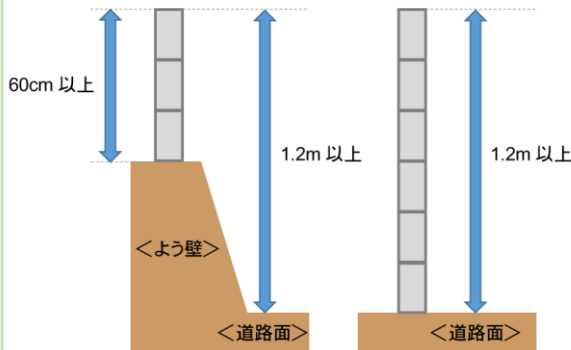
令和8年5月から令和9年1月31日まで

※令和9年2月末までに、工事の完了及び施工業者への支払いの完了が条件となります。

対象となるブロック塀等

市内にある、高さが120cm以上（ブロック部分は60cm以上）で、道路に面したコンクリートブロック塀、組積造（レンガ石、大谷石等の石造）の塀、万年塀その他これらに類する塀及びこれと一体の門柱並びに基礎。

<ブロック塀のイメージ>



対象者 市内において危険ブロック塀等を所有する者

次のいずれかに該当する者を除く

- ・市税を滞納している者
- ・国又は地方公共団体
- ・他の助成または補償を受けてブロック塀等の撤去等を行う者
- ・販売・収益を目的として整地、宅地造成または解体工事をする際にブロック塀等の撤去等を行う者
- ・過去に同一の敷地内において、この補助金の交付を受けたことがある者
- ・伊勢原市暴力団排除条例第8条の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者

手続きの流れ

◎ブロック塀等の事前調査申請書〔1号様式〕を提出（申請者）

- ・現況写真、付近案内図等の添付書類と共に申請書を提出してください。

●現地調査・事前調査結果通知書〔2号様式〕送付（市）

- ・市職員が現地調査後、危険ブロック塀等に該当するか否か判定します。
- ・危険ブロック塀等に該当する場合のみ、交付の申請手続きが行えます。

◎交付申請書〔3号様式〕の提出（申請者）

- ・現況写真、付近案内図、見積書写し等の添付書類と共に申請書を提出してください。

●補助金交付（不交付）決定通知書〔5号様式〕送付（市）

- ・申請書の内容を審査し、補助の可否を決定します。

◎実績報告書〔8号様式〕の提出（申請者）

- ・補助対象の工事完了後、速やかに工事後の写真、領収書の写しと共に報告書を提出してください。

●実績報告書の書類審査、現地調査（市）

- ・実績報告書の書類の審査等を行い、補助金交付決定及び補助条件等に適合しているか調査を行います。また、必要に応じて危険ブロック塀等の現地調査を行います。

●交付決定額通知書〔9号様式〕送付（市）

- ・実績報告書を審査後、交付額を決定します。

◎補助金の請求（申請者）

- ・交付決定額通知書受理後、交付決定額請求書〔10号様式〕を提出してください。

●補助金の交付（市）

- ・請求書にて指定された口座へ補助金をお振込みします。

※工事を変更又は廃止するときは、手続きが必要です。

※虚偽の申請等の場合、交付決定の取消等を行います。

申請書提出先及びお問い合わせ先

- 担 当：伊勢原市役所2階 危機管理課
- 受付時間：平日の8：30～17：00
- 電 話：0463-94-4865（直通）
- E-mail：kikikanri@isehara-city.jp

